

瑞 個 審 収 第 1 号

令和4年10月28日

瑞穂町長 杉浦 裕之 様

瑞穂町個人情報保護審査会

会長 町 田 和 美

諮問個第4-1号について（答申）

令和4年9月13日付け瑞企総発第29号により諮問のあった「マイナンバーカードを利用したコンビニエンスストアにおける証明書コンビニ交付サービス導入に伴うオンライン結合による保有個人情報の外部提供について」について、瑞穂町個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）は、次のとおり答申します。

1 諮問の概要

（1）保有個人情報の外部提供の概要

令和5年2月1日から、全国のコンビニエンスストア等でマイナンバーカードを使用した住民票の写し、印鑑登録証明書をはじめとした各種証明書が取得できる「コンビニ交付サービス」を実施する予定です。

現在、役場連絡所（武蔵野コミュニティセンター、元狭山コミュニティセンター及び長岡コミュニティセンター）で戸籍、税証明書の発行に使用している通信回線が、令和6年1月にサービス終了となり、役場連絡所において戸籍、税証明書を発行することができなくなります。そのため、令和4年度末に役場連絡所業務を廃止し、連絡所と同様の証明書を発行できるコンビニ交付サービスの導入を決定したものです。

コンビニ交付サービスを実施するために、現在住民課及び税務課で使用しているシステム（住民票、印鑑証明及び住民税を管理しているシステム及び戸籍システム）と国（地方公共団体情報システム機構）とをオンラインで結合し、保有個人情報の外部提供を行う必要があることから、瑞穂町個人情報保護条例（平成15年条例第3号。以下「条例」という。）第12条第1項第2号の規定により、審査会に諮問があったものです。

(2) 保有個人情報のオンライン結合に係る審査会の同意

コンビニ交付サービスの実施に当たり、瑞穂町の電子計算組織の総合行政ネットワーク（地方公共団体を相互に接続する行政専用のネットワークをいう。以下「L G W A N」という。）を利用した個人情報の送受信に係るオンライン結合について、条例第12条第1項第2号の「事務の執行上必要かつ適切と認められ、かつ、保有個人情報について必要な保護措置が講じられている場合で、瑞穂町個人情報保護審査会の同意を得たとき」に該当することから、同条項に基づき審査会の同意を求めるものです。

2 審査会の結論

保有個人情報のオンライン結合による提供は、後記4記載の意見を付して、同意します。

3 審査会の判断

オンライン結合の適否については、条例第12条第1項第2号に規定されている「事務の執行上必要かつ適切と認められ」、かつ、「保有個人情報について必要な保護措置が講じられている場合」に該当するかどうか同意に当たっての判断の基準となります。

(1) 事務の執行上必要かつ適切と認められるか。

① 実施機関は、次のとおり説明しています。

コンビニ交付サービスは、マイナンバーカードを利用して、住民票等の各種証明書を全国のコンビニエンスストア等に設置されているキオスク端末（マルチコピー機）で取得することができるサービスである。瑞穂町では6種類の証明書（住民票の写し、印鑑登録証明書、所得証明書、課税（非課税）証明書、戸籍全部（個人）事項証明書及び戸籍附票の写し）を取り扱う予定である。コンビニエンスストア等における取扱時間は、年末年始等を除き、午前6時30分から午後11時までである。

コンビニ交付サービスは、L G W A N回線を通じて行われるもので、全国949市区町村（令和4年8月19日現在）で実施されている。

このサービスの実施に当たり、瑞穂町の電子計算組織のL G W A N回線を利用した個人情報の送受信に係る外部結合により、証明書発行に係

るデータを送受信するとともに、当該証明書の交付事務を地方公共団体情報システム機構（以下「J-LIS」という。）に委託し、J-LISは、コンビニ事業者と地方公共団体が相互接続する証明書交付センターの構築・運用を行う。

現行のコンビニ交付サービスを行う上では、この方法によることが唯一の手段となり、LGWANという非常にセキュアなネットワークを介して行われ、既に多くの自治体でも同様の手法により行われている。

- ② 行政手続、民間取引等の各種手続において必要となる証明書類を、役場の開庁時間内にその窓口に行くことなく、全国各地に設置されているコンビニエンスストア等で取得することができることを考えれば、利用者にとっての利便性が向上し、さらには瑞穂町の窓口事務の省力化にも資することが期待できるものといえます。また、利便性や公益性を考えれば、コンビニ交付サービスを受ける上で必要となるマイナンバーカードの普及にも効果があるともいえます。コンビニ交付サービスを行うための選択肢としてLGWAN回線を利用した保有個人情報の送受信によることが唯一の手段となるとしても、既に多くの自治体で同様の事務を行っており、当該自治体において特段トラブルが発生していないことも考慮すると、審査会は、本件について「事務の執行上必要かつ適切」であると判断します。

(2) 保有個人情報について必要な保護措置が講じられているか。

① 実施機関は、次のとおり説明しています。

ア 偽造防止について

- ・ 証明書交付センターに送付する証明書データは、瑞穂町で画像データとしてPDF化することにより、改ざんや加工を防止する。
- ・ 証明書交付センターでPDFデータにコピーした場合には、「複写」という文字が浮き上がるなどの偽造防止措置を施し、瑞穂町が証明書発行に利用している改ざん防止用紙と同等の偽造防止策を図る。

イ コンビニ店舗での対応

- ・ 利用者がマイナンバーカードや証明書を置き忘れた場合、店舗で遺失物として警察に届ける。

- ・ キオスク端末では、申請から交付、支払いまで全ての手続は、コンビニ従業員を介在することなく、利用者が行い、画像や音声により、マイナンバーカード及び証明書の置き忘れを防止する。

ウ ネットワーク回線について

瑞穂町と証明書交付センター（J-LIS）を結ぶ回線では、L G W A Nの回線を使用し、通信は暗号化され、第三者からのアクセスを排除する。

証明書交付センターとコンビニ事業者を結ぶ回線では、閉域性の確保された専用回線を使用し、通信は暗号化され、第三者からのアクセスを排除し、専用のファイアウォールの設置により、不正アクセス・情報漏えいを防止する。

エ 本人確認について

マイナンバーカードに標準仕様として格納することができる電子証明書の発行番号の情報及び暗証番号により、確認を行う。

オ 証明書データの消去について

コンビニに設置されたキオスク端末では、証明書印刷後、証明書データは完全に消去される。

- ② 実施機関は、コンビニ交付サービスを行う上でセキュリティが確保されたL G W A N回線を利用する上で、本人が各種証明書の交付を受ける際には暗証番号による本人認証を行い、交付を受けた証明書については瑞穂町が窓口において証明書の発行に利用している改ざん防止用紙と同等の偽造防止策を講じるというように、各段階において必要となる適切な保護措置がとられることが伺えます。また、コンビニ事業者による保護措置に係る対応もとられることが予定されていますが、これについて実施機関からもコンビニ交付サービス実施店舗に対し保護措置に係る周知が行われるという説明がされています。前述のとおりコンビニ交付サービスについて既に同様のサービスを実施している自治体において特段トラブルは発生していないことから、審査会は、「保有個人情報について必要な保護措置が講じられている」と判断します。

4 実施機関に対する意見

コンビニ交付サービスによる利用者の利便性の向上、瑞穂町の窓口事務の省力化が期待できる一方で、マイナンバーカードに記載されたマイナンバーは、住民票に記載される者全員に付番される重複がない唯一無二のものです。その分漏えいした場合のリスクが大きい性質のものであり、厳格な保護措置が講じられるものとはいえ、他人のマイナンバーを使用したなりすましにより、不正な行政手続が行われてしまうリスクは常に念頭に入れておくべきことといえます。また、一般的に、システムの安全性は、どのような保護措置を講じたとしても人為的なミスで容易に覆るリスクも抱えています。それについては、当該システムを管理する者に対する普及啓発、人的教育等が必要不可欠であり、それを行ってはじめて利用者にとって安全・安心な取扱いが確保されるものであり、本件も例外ではありません。以上から、個人情報の漏えいのリスクを念頭に、コンビニ交付サービスを取り扱う事業者に対する普及啓発（当該事業者の従業員に対する人的教育の確保を含む。）を欠かさずことなく行っていただきたい。